

総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第五次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて

資料5-2

※類似の御意見をいただいたものについては、代表的なものを記載させていただいております。なお、紙面の都合等により、表現は一部簡素化等しております。

整理番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>高度化義務達成市場の最低価格を0.6円と設定するのは、高度化義務のある小売電気事業者に必ず負担が生じる制度となるため不当である。最低価格は設定しないべき(0円とすべき)。</p> <p>2015年に、発電事業者が石炭火力発電所(例えば西沖の山)を計画したとき、環境アセスで環境大臣から「是認できない」という意見が連発され、その状況を打破するため、日本のNDCと整合的な電力排出係数0.37を担保するための施策の1つとして高度化法が誕生した経緯がある(もう1つは省エネ法)。なので、基本的には石炭火力発電所を建てたい発電事業者のための制度であるので、当該発電事業者が対応のコストを負うべきところ、かわりに小売電気事業者に負担が生じ得る仕組みというのは、負担者と受益者が不一致なので不適切である。不適切とはいえ、すぐに制度を修正するのは難しいというのは仕方ないことであるが、一方で、小売電気事業者に必ず0.6円/kWh以上の負担が発生させるというのは不適切さを際立たせるものである。傷口を広げるものである。ゆえに、0.6円と設定するのは取り下げるべき。</p>	<p>高度化義務達成市場においては、基本的に証書に対する小売電気事業者側の需要量と発電事業者側の供給量のバランスにより取引価格が決定されるべきものと認識しております。他方、こうしたあるべき取引の姿に向けては、一定の段階を経る必要があるとも考えており、その過渡期においては、小売電気事業者の義務履行における事業環境への影響や、FIT以外の再エネ等発電事業が適切にその環境価値を売却できる環境が必要と考えております。こうした証書に対する調達コストおよび収入の予見性を確保させ市場取引の安定化を図るために、限定的にはありますが、最低価格を導入しております。</p>
2	<p>高度化義務達成市場のみにて高度化義務履行ができず、そこに高い最低価格が設定されているとなると、既存の電源(原発や水力)へ需要家が求めないレベルの価値の資金を移動するための市場設計になってしまうため、実質的に既存電源の補助になってしまう。再エネ価値取引市場からの購入でも高度化義務が達成されるような形の設計にすべきでは。</p>	<p>今回の見直しは、需要家の再エネ価値に対するニーズが急速に増大している中、その証書価格やアクセス環境の改善・向上を図るために、異なる価値の取引をそれぞれ別の市場を形成して行っている欧米の事例を参考に、高度化法の義務履行の環境とは異なる自主的な再エネ価値の取引の場を創設することが目的です。この目的から再エネ価値取引市場における対象であるFIT証書を高度化法の義務履行の手段の対象外としております。</p>
3	<p>高度化義務達成のために、既存電源にコストを払う構造が続くと、電源の新陳代謝が進まない。仮に高度化法を維持するとしても、追加的に資する電源への投資に寄与させるなど、資金使途については定義づけがされていてもよいと思われる。</p>	<p>2030年の新たな温室効果ガス削減目標(2013年比46%減)の達成や、2050年カーボンニュートラル実現に当たっては、温室効果ガス排出の約4割を占める電力分野の脱炭素化は極めて重要であり、具体的には、需要家が活用する電力量(kWh)における非化石電源の割合を拡大していく必要があると考えております。このため、証書売却による収入の使途は、必ずしもその電源の容量(kW)に対する新設投資に限られる必要はなく、減少見込みのものの維持を含む既存設備(kWh)においても、認められるべきと今回整理しております。</p>
4	<p>非化石証書の約定後の有効期限がどのオークション分も6月末までとなっており、オークション開催タイミングによっては有効期限がかなり短くなる。使い勝手の観点、同一材は同一有効期限であるのが社会一般的であるとの観点から、見直されることを希望する。</p>	<p>非化石証書の有効期限については、再エネ価値取引市場におけるFIT証書において、まずはその期限の延長の是非等を含め慎重に議論を行っていく予定です。</p>
5	<p>第2フェーズ以降も引き続き、外部調達量を一律にする化石電源グランドファザリングを継続する等の措置により、小売電気事業者間の公平な競争環境を整備していただきたいと思っております。</p> <p>原子力や大型水力は、ごく一部の事業者がその大半を保有しており、原子力の再稼働が進むとこの傾向はますます強くなっていく可能性があります。このため、2030年における非化石電源比率の目標が全事業者一律で設定された場合、小売事業者間の競争に甚大な影響が生じる懸念があります。</p> <p>つきましては、全事業者が一丸となって2030年の非化石比率目標の達成に向かうために、第1フェーズ終了後も外部調達量を一律にする化石電源グランドファザリングを継続する等の措置により、小売電気事業者間の公平な競争環境を整備していただきたいと思っております。</p>	<p>第2フェーズ以降については、今後の検討課題であります。今後の参考にさせていただきます。</p>
6	<p>証書収入が大型非化石電源を持つ一部の事業者に偏り、優位に再エネ開発を進めることが可能な構造となっております。つきましては、発電事業における公平な競争環境を担保する仕組みについてご検討いただきたいと思います。</p> <p>高度化義務達成市場で取引される証書の売り手は、電力自由化前に建設された大型非化石電源を持つごく一部の事業者が大宗を占めております。現行制度においては、証書収入がこれらの事業者に偏り、優位に再エネ開発を進めることが可能な構造となっております。つきましては、発電事業における公平な競争環境を担保する仕組みについてご検討いただきたいと思います。</p>	<p>発電事業における公平な競争環境を担保する仕組みについては、本制度の目的とは異なりますが、今後の参考にさせていただきます。</p>
7	<p>容量市場開設後においては、容量収入を得る既設の大規模水力または原子力が、維持管理コストの回収のために本当に非化石証書の収入も必要とするのか、確認が必要ではないかと思っております。</p> <p>今回、証書収入が既設非化石電源のkWh拡大に活用できる方針となりました。2024年度以降には容量市場からの収入が入るようになりますが、原子力や大型水力を含む既設の非化石電源は維持管理コストの回収のために、本当に非化石証書の収入も必要とするのか、確認が必要ではないかと思っております。これらの電源にとって、非化石証書の収入が純粋な追加利益となる可能性があることを懸念しています。</p>	<p>2019年7月の第二次中間とりまとめ(P.35)においては、「高度化法は非化石電源の利用の促進を図る法律であり、非化石証書の取引が、非化石電源の利用の促進につながることを望ましい。」また、「非FIT非化石電源を有する発電事業者に対して、非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取組へのコミットメントを、当面の間、求めていくこととする。」と整理しております。こうした点から、本作業部会では、非FIT非化石電源から生じる非FIT証書の収入は、KWIに対する新設投資に限られる必要はなく、減少見込みのものの維持を含む既存設備のkWh拡大に対しても認められるべきであると整理しております。</p>
8	<p>非化石価値取引市場の見直しにあたっては、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を26%から46%に引き上げたことに伴う変更が不可欠である。今回の中間とりまとめ案では、目標の引き上げに関する措置(非化石電源比率の引き上げ)が入っていない。46%削減に見合う制度変更をいつまでに実施するかを、中間とりまとめ案に明記していただきたい。</p>	<p>今後の検討課題と認識しております。</p>

9	<p>梶山経済産業大臣が5月11日の記者会見において、非化石証書の価格を10分の1くらいに引き下げ、できれば来年度から、と発言している。経済産業省としての方針を示したものと受けとれるが、中間とりまとめ案に反映されていない。この点についても、時期を明記したロードマップを示していただきたい。</p>	<p>再エネ価値取引市場におけるFIT証書価格水準については、本市場の試行的取引開始に向け、その他の主要論点と合わせて現在審議会において議論中です。</p>
10	<p>非FIT非化石証書を需要家も購入(アクセス)できるようにすることを検討していく、と記載されている。需要家にとっては今後の電力調達計画を策定するうえで重要な変更点である。いつまでに検討を終了して具体案を決定するかを明記していただきたい。</p>	<p>今後の検討課題と認識しております。</p>
11	<p>今後はFIT非化石証書を高度化法の非化石電源比率の目標達成に利用できない、という見直し案になっているが、その理由を説明していただきたい。需要家が購入した分を除いて、FIT非化石証書も従来どおり非化石電源比率の目標達成に利用できるようにすべきである。</p>	<p>今回の見直しは、需要家の再エネ価値に対するニーズが急速に増大している中、その証書価格やアクセス環境の改善・向上を図るために、異なる価値の取引をそれぞれ別の市場を形成して行っている欧米の事例を参考に、高度化法の義務履行の環境とは異なる自主的な再エネ価値の取引の場を創設することが目的です。この目的から再エネ価値取引市場における対象であるFIT証書を高度化法の義務履行の手段の対象外としております。</p>
12	<p>非FIT非化石証書の大半は、旧一般電気事業者と電源開発が保有する大型水力発電所および原子力発電所から供給されている。いずれも過去の総括原価方式によって国民が費用を負担した。総括原価方式のもとで減価償却を終えた発電所の非FIT非化石証書は、FIT非化石証書と同様に、事業者ではなくて国が発行すべきである。それにもかかわらず、今後も事業者が非FIT非化石証書を発行して収入を得られる制度になっている。国民が電気料金で負担して建設した発電所の環境価値を事業者が保持・売却できる根拠はどこにあるのか、法制度に照らし合わせて説明していただきたい。</p>	<p>2019年7月の第二次中間とりまとめ(P.35)においては、「高度化法は非化石電源の利用の促進を図る法律であり、非化石証書の取引が、非化石電源の利用の促進につながることを望ましい。」また、「非FIT非化石電源を有する発電事業者に対して、非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取組へのコミットメントを、当面の間、求めていくこととする。」と整理しております。こうした点から、本作業部会では、非FIT非化石電源から生じる非FIT証書の収入は、KWに対する新設投資に限られる必要はなく、減少見込みのもの維持を含む既存設備のkWh拡大に対しても認められるべきであると整理しております。</p>
13	<p>中間取りまとめのP8に記載されている今後の課題、非化石証書が非化石電源への投資等につながる為の仕組みのあり方として、発電所の追加性を評価する需要家との相対取引を可能にする術を残して戴きたい。そうでないと、以下のような懸念があります。 :今後の新規発電所の開発に制約又は創意工夫の余地の減少が生じ、追加できる発電所の総量が抑制される。 :直接電源へのリンクを希望する需要家と高度化法対応のみを考えた小売事業者との間で非化石証書が取り合いになる状況が発生した場合、発電側と需要家で取引を希望しても、小売事業者経由で販売する必要という制約があると、取引成立に支障がある可能性あり。</p>	<p>今後の検討課題と認識しております。</p>
14	<p>今後制定されるFIPを利用した再エネ発電所から発生する非化石証書に関する取扱いは、以下を考慮して戴きたい。 :経済産業省の委員会の議論の中で、FIP非化石証書は、卒FITと同じであり非FIT非化石証書で括るのはどうか、と言う議論がありました。非FITに分類される卒FITや大規模水力等の既に投資回収が終わっている発電所と異なり、FIPは新規に建設する発電所であり、同等の水準で議論されるには無理がある。特に、卒FITや大規模水力と一括でオークションに掛ける等の仕組みは回避して戴きたい。 :直接電源へのリンクを希望する需要家と高度化法対応のみを考えた小売事業者との間で非化石証書が取り合いになる状況が発生した場合、発電側と需要家で取引を希望しても、小売事業者経由で販売する必要という制約があると、取引成立に支障がある可能性あり。FIP非化石証書もFIT非化石証書で議論されている様に、需要家と直接取引できるようにすべき。 :FIPは電気の販売は自主努力が求められています。併せて発生する環境価値についても、需要家との相対取引等、販売の自主努力が発揮できるような余地のある制度にして戴きたい。</p>	<p>FIPにおける環境価値の取扱いについては、2021年2月26日の「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会-とりまとめ」において整理されております。 なお、需要家による証書の直接取引については、FIT証書を対象とした再エネ価値取引市場において制度設計をすすめております。</p>

15	<p>高度化法では44%を、次期エネルギー基本計画では59%の電源を非化石とするとしている。現状、非化石市場を経由せず、再エネ賦課金で国民負担となっているが、望ましくは、最終的に国民が負担するが、非化石に価値が発生し、非化石電源への投資が促進され、多くの非化石価値が国内で発生することが望ましい。</p> <p>非化石市場に買いが入らない原因は、価格が高いことと、小売事業者は買う意味がないことが挙げられる。望ましい姿と上記課題について以下にコメントする。</p> <p>1) 新たな購入者への対応 世界の潮流は、輸出企業の非化石状況が条件なりつつある中、企業は直接的に市場から購入するか、小売事業者による非化石電源100%のプランが必要となり、今回前者の仕組みを整えたものを理解している。</p> <p>2) 小売への毎期の非化石目標値とペナルティの設定 20年度の目標値は明示されたがペナルティが少ない状況である。望ましくは非化石発電が増えるように30年までの毎年の目標値を定め、それを満たせない場合にはkWhあたりのペナルティを支払う(例0.6円もしくは1.3円)ことで、非化石市場の下限値と制度の連続性が保たれる。</p> <p>3) 非化石価値の創出1 日本の10kW未満の太陽光は約7GWで、発電能力を1250kWh/kW・年、自己消費率を30%とする時、国際的に非化石として示せていない発電量は2.6TWh/年であり、これは0.3%規模となる。今後太陽光が増え、また自家消費が増加することが十分想定されるため、この割合は増加する。スマートメータ等に自家消費分を簡易的に抽出できれば、2030年時点の国際公約面で大きな貢献となる。</p> <p>4) 非化石価値の創出2 住宅用太陽光のFIT終了に伴い電力買取価格が下がるため、EVへの充電、ヒートポンプの昼稼働の増加や、ガスから電化への変更が期待される。このような行動・投資を誘発することが政府目標の実現には重要であり、3)に加え、EVへの切替、ガス給湯器から切替時に何らかのペネフィットを得てVPPが増え、それを非化石価値として抽出、売却できれば、一石二鳥となる。</p> <p>5) FIT切れ非化石証書の買取の促進 2019年からFIT切れの契約者が多く発生している。非化石市場が存在し、非化石価値を活用できていない。FIT切れは19年に約2GW発生し毎月0.5GWとし、逆潮分を70%とすると、21年時には、3G×1250kWh/kW×0.7=2.6TWhとなり、全国で0.3%規模となる。今後FIT切れが増えることが十分想定されるため、この割合は更に増加する。この契約コストを下げ、小売りを含む買取者が活用できるような仕組みとすることで、卸市場の共食い効果で日中電力が下がる中、住宅からの逆潮電力の買取価格の上昇が期待され、また国際公約への寄与が期待される。</p> <p>6) FIT電源の自己託送時の再エネ賦課金逃れの対策 多くの事業者や需要家は、FITによらない自家消費を除き、市場や系統を通じた受電した電力に対して再エネ賦課金を支払っている。自己託送制度は、国民が託送料で負担した系統を用いる行為であり、またFIT発電した電気はJEPX市場(価格)を経由した電力となる。このように市場や系統を経由した電力が使った場合に、再エネ賦課金を負担しないということを、抜け道のような方法であり、望ましくない行為であると考えられる。そもそも風力、太陽光などの再エネ電力は共食い効果で市場より安価な電力となることが十分予想されるため、全量JEPXに出し、すべての事業者が、市場から購入することが基本であると考えられる。</p> <p>7) 旧一電の非化石価値のグロスベディング ホールディングスの下に発電、小売りがあるため、社内売買が実施され、新電力より優位な位置になると推定されているが、これら水力、原子力を含め、全量非化石市場経由でグロスベディングとすることが、市場活性化の観点や、価格の公平性、発電側の適切な価値の享受と投資資金の確保の面から有効であり、そのような方向への今後の変更を期待する。</p>	<p>2)について、高度化法の対象となる小売電気事業者に対しては、2020年度より毎年個社毎に中間目標値を設定し、その目標の達成を求めています。</p> <p>その他ご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
16	<p>再エネ価値取引市場と既存の非化石価値取引市場との整合性が図られるように、需要家が直接購入した場合のゼロエミ価値は、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に対する削減のみを可能とし、熱の使用等の温室効果ガス排出量の削減には使用できないことを明確化するべきと考えます。</p> <p>今後、熱やガスなど、それぞれの分野で脱炭素化技術のイノベーションが必要とされるため、安価なゼロエミ価値を獲得することで技術進展に遅れが生じないような施策を望みます。</p>	<p>本証書についてはこれまで同様、熱の利用等電力以外における温室効果ガスの削減には使用できませんが、周知においては、今後適切に対応させていただきます。</p>
17	<p>FITは再エネ賦課金を通して国民に薄く広く負担させる前提で作った電源であるため、再エネ価値を必要とする一部の需要家が安価に調達できる制度とするべきではないと考えます。</p> <p>再エネ価値を手に入れることで受益する需要家が相応の費用を負担し、その対価は国民負担を減らすために活用すべきです。グローバル競争の観点から再エネ価値が必要となる需要家がいる場合には、別途、個別政策を検討されることを望みます。</p>	<p>FIT証書の価格水準については、現在審議会において議論中ですが、参考にさせていただきます。</p>
18	<p>高度化義務達成市場の最低価格は、非FIT証書の相対取引の場合にも適用されるのかどうか記載が曖昧。</p> <p>(相対取引の取引行動を監視下におく、という案ではあるが、最低価格が適用されるのかは分かりづらい)</p> <p>そこをクリアにさせていただいたほうが、今後のRE100達成の道筋検討や、RE100準拠メニューの商品開発が、やりやすくなる。</p>	<p>相対取引における価格については、当該取引の当事者間で決められるものと考えております。</p>

<p>電力の需要家が非FIT非化石証書(再エネ指定)等の再エネ証書を発電事業者との相対取引で購入できるよう、速やかに検討を開始していただきたい。</p> <p>海外の主要国では、需要家が直接再エネ発電事業者との間で長期間の契約(PPA)を締結し、再エネ発電から発行される環境証書を電力と切り離して直接取得すること(いわゆるバーチャルPPA)が可能となっています。これにより、例えば、電力売買契約を柔軟に見直すことが難しいテナントや電力需要が多数分散している企業・行政などにおいても、本社が一括で、または複数企業や自治体が連携して大量の証書を長期間に渡り安定的に調達し、証書を分配するといった選択肢が生まれています。このように多様かつ柔軟な再エネ調達の選択肢の存在が、需要家の主体的な再エネ調達を可能にし、ひいては再エネ発電の拡大につながってきました。</p> <p>日本では、これまで非化石証書を電力と切り離して需要家が直接取得することは認められてきませんでした。今般の検討においてFIT非化石証書については再エネ価値取引市場(仮称)を通じた需要家のアクセスを認め、さらに非FIT非化石証書についても今後同市場で取引する方策について検討を進めるとの結論に至ったことは大きな進展であり強く歓迎いたします。一方、後者について、今年6月に閣議決定した規制改革実施計画では令和4年度に結論を出す旨明記されておりますが、再エネを最大限伸ばすためには、早期に検討を開始し令和4年度末を待たず実現していただく必要があると考えます。</p> <p>その一方で、PPAの場合、非化石証書・グリーン電力証書などの再エネ発電から発行される様々な環境証書(以下、再エネ証書)は、市場経由ではなく相対で取引されることから、早急に再エネ証書の発電事業者・需要家間の相対取引を可能となるような環境整備をして頂くよう要望いたします。具体的には、(FITを含む)非FIT再エネ発電から発行される非化石証書について、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 需要家が再エネ価値取引市場を介さずとも直接相対で購入できるようにすること 2) 電力と切り離して取引することを可能とすること 3) 相対取引する場合のJEPXにおける口座管理システムを整備すること <p>等が必要と考えます。また、現在、グリーン電力証書は系統売電を行う場合の新規発行が停止されています。もし非化石証書がPPA等での発電事業者・需要家間の相対取引に活用できないのであれば、かかる場合にはグリーン電力証書の相対取引での活用を促進する等、各再エネ証書の役割の明確化を政府が主導的に進めて頂く必要があると考えます。</p> <p>また、温対法上の報告義務や将来のカーボンプライシング制度等で再エネ証書を活用することも想定されることに鑑みれば、公的制度に基づくものか否かに関わらず再エネ証書の活用・無効化の仕組みについての包括的・統一的な方針、特に再エネ証書の償却時の税法上の損金算入化が不可欠と考えます。こうした検討を早急に進めていただくことを要望します。</p> <p>なお、バーチャルPPAの場合、差額決済方式(CFD)と呼ばれる価格決定手法を取ることが多く固定された証書価格が存在しないことから、相対取引には従来どおり価格規制が及ぶことがないようご配慮願います。</p>	<p>頂いたご意見については、証書の利便性向上においては、重要な視点と考えております。今後の制度設計において、参考にさせていただきます。</p>
<p>本年度のタイミングにおいて、高度化法に基づく小売電気事業者等の非化石エネルギー源の利用の目標達成のための計画(以下、達成計画)をありきとして非化石価値取引市場を分割するような大幅な制度見直しを行うこと自体に首をかしげる。</p> <p>第6次エネルギー基本計画(以下、エネ基)の素案が提示され、2030年エネルギーミックスを野心的な見通しに改める方向となるなかで、達成計画の在り方についても抜本的な再検討が必然と理解している。</p> <p>ここで、電気エネルギー(商用電力)については、昨夏以降、系統利用ルールが抜本的に見直され、近々に従来の先着優先からメリットオーダーに移行することが決まっている。主要な非化石電源である、再エネ、原子力は、メリットオーダー制のもとでは最優先に系統を利用できる電源であり、その発電量さえ増えれば、自然と総発電量に占めるシェアが高まっていく。</p> <p>そうすると、達成計画のようなエネルギー供給事業者に対する「誘導的規制措置」は、もはや必要性に乏しい規制措置になるといえる。</p> <p>したがって、達成計画はエネ基改定に合わせて強化するのではなく、むしろ規制合理化の観点から速やかに撤廃し、それにより浮いた行政資源(コスト)を非化石電源に対する投資を促進する制度の強化に振り向けるべきと考える。非化石価値取引市場についても、非化石電源に対する投資促進を目的とした制度に設計し直すべきではないか。</p>	<p>今回の見直しは、需要家の再エネ価値に対するニーズが急速に増大している中、その証書価格やアクセス環境の改善・向上を図るために、異なる価値の取引をそれぞれ別の市場を形成して行っている欧米の事例を参考に、高度化法の義務履行の環境とは異なる自主的な再エネ価値の取引の場を創設することが目的です。</p>
<p>今回の制度改定の目的が、お客様の環境価値ニーズに柔軟に対応し入手段を増やす、「お客様がアクセスできる環境」を実現するためであることは理解するものの、小売電気事業者の事業環境には大きく影響があるにもかかわらず、短期間で整理がなされており、小売電気事業者の事業環境への対応について懸念が生じております。</p> <p>少なくとも環境メニューについては再構築を迫られることとなり、今後詳細検討される予定の「直接購入できるお客様の条件」「仲介事業者の参加、条件」「FIT証書価格」の内容によっても影響が大きく異なるため、重要な関心をもっております。あわせて、「Jクレジットやグリーン電力証書」等の動向にも注目しております。</p> <p>また、本来、非化石証書は小売電気事業者の非化石電源比率の義務を円滑に達成させるためのものと認識しており、非FITまでを含めたすべての再エネ証書が高度化法の対象から除外された場合、小売電気事業者の非化石電源比率の義務達成は非常に困難となるため、高度化法の在り方についてもあわせて議論されることが適切と考えます。</p> <p>1. 非化石証書と高度化法について</p> <p>FIT非化石証書は高度化法義務達成市場の対象としない方向とすることにあわせて、外部調達比率については、FIT証書分を考慮することとされています。非化石証書は小売電気事業者の非化石電源比率の義務を円滑に達成させるためのものと認識しており、今後、非FIT非化石証書(再エネ指定あり)までも、高度化法の対象から除外する場合は、小売事業者の高度化法の目標実現は困難となるため、FIT証書同様に、目標からも除外する等の措置がなされることが適切と考えます。</p> <p>また、非FIT非化石証書の再エネ指定なしのみが高度化法の対象となった場合、証書の発行量は実質的に原子力の稼働に左右されることとなるため、発電量に応じて目標値等の見直しが行われることが適切と考えます。</p> <p>2. 非化石証書へのイコールアクセスについて</p> <p>非FIT非化石価値に対する新電力と旧一電のイコールアクセスが実現できない場合、新電力は非化石エネルギー源の利用目標達成、並びに、小売事業の競争環境に大きな影響を受ける恐れがあり、非化石価値取引についても電力取引同様に公平な競争環境確保について必要な措置が検討されることが適切と考えます。</p> <p>3. 費用負担の在り方について</p> <p>上記に加え、特に、小売電気事業者の負担する費用のお客様への転嫁について、お客様の理解の下での小売電気事業者が負担する費用の回収の在り方について、2030年度目標を実現する上での課題と考えます。</p>	<p>1,2)について今後の参考にさせていただきます。 3)について、今後の検討課題と認識しております。</p>

22	<p>家庭に設置の再生可能エネルギー発電設備由来ではあるが、家庭において自家消費してしまった電力量についても非化石証書化し、事業者が化石エネルギー由来で消費した電力量に賦課金をつけたものと交換するような仕組みがあれば、非化石取引市場に供給される非化石証書が増大し、価格の値下げ要因となり、事業者の安価で安定的な非化石証書購入に寄与するのではないかと。加えて、このように家庭の再生設備由来の自家消費電力分についても環境価値が付与される仕組みがあれば、新築・既築を問わず家庭における再生設備導入が促進され、カーボンニュートラルな社会の到来を早めることができるのではないかと。</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>
23	<p>P19からP20にかけて、各委員やオブザーバーの小売事業者の負担する費用の需要家への転嫁に関する賛否両論の意見が記載されているが、このうち、小売電気事業者が転嫁の必要があれば、小売料金を高くすればいいのではないかと、という意見は、機動的な料金の改定ができない経過措置料金の存在を考慮していない意見であり、参考にするべきではない</p>	<p>今後の検討課題と認識しております。</p>
24	<p>意見書URL(日本語):https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100 NFC Japan response w. letterhead_JP_KT3.pdf 意見書URL(英語):https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100 NFC Japan response ENG MP3.pdf RE100は、日本経済にグリーンで安定した安価なエネルギーを供給するための経済産業省の取り組みを支持します。私たちは、これまでの経済産業省の取り組みに敬意を表しますが、再生可能エネルギーの導入と普及を促進するためには、いくつか改革が必要であることを、この意見公募への回答を通じて、強調いたします。 2018年より、RE100は、直接の対話や「再生市場概況レポート:日本」を通じて、日本が堅牢で信頼性の高い環境属性トラッキングを実現するために、さらなるシステムの変更が必要であることを主張してきました。また、非化石価値証書の政策目的の一つである再生賦課金の低減については、日本における安価な再生エネの普及というRE100企業の目標と合致するかどうか懸念を示してきました。これらは、日本をグリーンエネルギー投資先として魅力的な市場にするというより大きな政策目標において、重要な課題の一つです。 今年、私たちは政府に宛てた書簡の中で、日本は再生可能エネルギーに対する意欲を大幅に高めることに加えて、再生可能電力のコストの高さや利用可能な電力量の少なさに対処しなければならないことを強調しました。これらの課題の存在が、RE100企業が目標を達成する上で日本を世界で最も困難な10の市場の内の一つにしています。 日本においてRE100のプレゼンスは伸びており、2021年8月現在、日本企業の加盟は58社に達しています。また、加盟するグローバル企業の78社が日本市場での操業を報告しています(2020年12月現在)。日本は、RE100が最も成長している地域であり、米国に次いで2番目に成長しています。日本における再生可能エネルギーの需要は明らかに大きく増加の一途をたどっていますが、RE100達成のために政策や規制を整える点において、政府の取り組みは後れをとっています。日本のRE100加盟企業の再生可能エネルギー電力比率は14%であり(英国では91%、インドでは39%)、日本企業は、目標年のグローバル平均である2028年よりもずっと後に100%目標を設定する傾向が顕著です。需要と投資の可能性を具現化するために、日本において世界市場に追いつく速さで適切な政策が実施される必要があります。 現在取り組んでいる非化石価値証書の見直しは、この変革に寄与する必要ないくつかの基礎を築く絶好の機会を提供します。私たちは、日本を競争力のある再生可能電力市場に向けて前進させ、また、政府のネット・ゼロ目標の実現を支援するシステムを確立するために、以下の検討事項に取り組むことが重要であると確信しています。 <属性トラッキングシステム> -RE100加盟企業は、再生電力の「積極的調達」を奨励されています。よって、すでに建設され支援を受けているFIT非化石価値証書は、RE100加盟企業が特に欲する再生エネではありません。非FIT市場こそが「積極的調達」の主戦場であり、日本政府に包括的な属性トラッキングシステムを構築することを強く求めます。包括的な属性トラッキングシステムがあれば、非化石目標の達成管理をすることも可能です。 -非化石価値証書オークションは、「属性トラッキングシステムの基盤の上に」構築されるべきものであり、現状のように「オークションの上に」トラッキング情報をつけるということは好ましくありません。グリーンエネルギー関係者会合、そして「RE100グローバル政策提言(提言6)」に示されている通り、堅牢な属性トラッキングシステムは、再生エネの発展に必要な不可欠です。よって、日本はシンプルでコストのかからない枠組みを構築すべきです。 <オークション市場価格> -非FIT非化石価値証書(再生エネ指定)をひとくくりにした単一価格のオークション市場は、再生可能エネルギー発電の拡大を遅らせる恐れがあり、消費者の選択にとっても有益ではありません。調達先の選択肢が増えることで、イノベーションが促進され、コストが下がり、再生可能エネルギー発電プロジェクトの新設が加速される傾向にあります。そのため、属性ごとに異なる価格となる仕組みが許されるべきです。</p>	<p>頂いたご意見については、証書の利便性向上においては、重要な視点と考えております。今後の制度設計において、参考にさせていただきます。</p>

25	<p>原価方式で建設した水力・原子力が大半を占めており、売り手と入札量が限られ、正当な価格評価ができない中で入札価格の決定権もある状況で、競争的な市場として成立しないのではないかと懸念されている。</p> <p>また、高度化市場からの証書収入が大手電力会社の収入となりそれが新規再エネ投資に活用された場合、大手電力会社に比べその他の事業者は新規再エネ投資を行うにあたり経済的に不利となり、結果としてその他の事業者による再エネ投資が停滞してしまう恐れがある。大手電力会社以外の事業者も含めて、国全体で新規の再エネ投資を進めていくことは重要課題であり、公平に新規の投資が進むような仕組みとなるよう、時間をかけて検討いただきたい。</p> <p>該当ページ:P11</p> <p>「2021年度の中間目標値における外部調達比率」について</p> <p>外部調達比率算定において、750億kWhの供給量と想定し、「予め一定程度、供給量に余裕を持たせる」としているが、今後の原子力発電所や大型水力の稼働ひとつで前提条件が変わることを危惧している。最高価格は1.3円/kWhと設定することはよいが、そもそもの売り札が不足する場合は扱いについても検討頂きたい。</p> <p>該当ページ:P16</p> <p>「市場の透明性確保に向けた監視(市場監視の必要性)」について</p> <p>高度化市場は売り手が極めて限られた市場であり、取引される非化石証書の価値もこれまで国が定めたFIT非化石証書の最低価格水準となっているなど正当な評価が難しいものとなっている。透明性および公平性の確保のために、内部・外部の取引価格・量については、市場取引ごとに報告・公開すべきである。</p> <p>該当ページ:P18ページ</p> <p>「証書の売却収入の使途」について</p> <p>既存の非FIT非化石電源を所有する限られた発電側に収入が入り、更なる再エネ電源への投資にも使われるという形では、いつまでも発電者側、特に大手電力会社が有利な状況は変わらないと考える。P18に記載の証書売却収入の使途は、非化石電源のkW・kWhの維持・拡大に資するものという基準を設けるとなっているが、水力や稼働済み原子力は十分競争力がある電源であり、また、容量市場収入もあるため、重複かつ過剰な収入になると考えられる。国が目指す再エネ拡大を達成するためには、総括原価方式で開発された電源への収入とするのではなく、国の収入として再エネ投資に公平に分配すべきではないか。</p> <p>該当ページ:P19</p> <p>「小売事業者の負担する費用の需要家への転嫁」について</p> <p>高度化市場で取引される非FIT非化石証書は、大手電力が保有する電源が大勢を占めるため、監視を強めたとしても大手電力の発電部門・小売部門間の社内取引による価格相殺を防ぐことは難しく、新電力の負担が相対的に大きくなる懸念がある。大手電力の内部補助および事業者間の負担の不公平を回避するため、および、高い再エネ導入目標を達成するために新規の再エネ投資を国全体で進めるために、小売料金に一律で価格転嫁する方向で検討をお願いしたい。</p>	<p>P11)について。</p> <p>これまでの審議会での議論の通り、過去の電源の稼働実績等も考慮しつつ、電源の稼働停止等リスクが顕在化した場合でも一定程度の余裕をもたせることを考慮し、今回の外部調達比率を算出してあります。また、証書供給側における著しい減少(電源の稼働率の減少や停止等)においては、大幅な事情の変更に基づく速やかな目標値の再検討を行うこととしてあります。</p> <p>P16)について。</p> <p>相対取引(外部取引における取引分)では、都度事業者による交渉によって契約が締結されると考えられるため、年度内で各回のオークションと同様複数回実施するよりも、年度を通じた取引全体を一度に監視する方が合理的と考えられるため、年1回としてあります。</p> <p>P18)について。</p> <p>2019年7月の第二次中間とりまとめ(P.35)においては、「高度化法は非化石電源の利用の促進を図る法律であり、非化石証書の取引が、非化石電源の利用の促進につながることを望ましい。」また、「非FIT非化石電源を有する発電事業者に対して、非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取組へのコミットメントを、当面の間、求めていくこととする。」と整理してあります。こうしたことから、本作業部会では、非FIT非化石電源から生じる非FIT証書の収入は、KWIに対する新設投資に限られる必要はなく、減少見込みのもの維持を含む既存設備のkW拡大に対しても認められるべきであると整理してあります。</p> <p>P19)について。</p> <p>今後の検討課題と認識しております。</p>
26	<p>CDP(https://www.cdp.net/en/)は、英国ロンドンに本部を置く国際環境非営利団体であり、企業や自治体の環境情報の開示に加え、RE100(再生電力100%宣言、https://www.there100.org/)イニシアチブやSBT(科学に基づく目標設定、Science Based Targets、https://sciencebasedtargets.org/)イニシアチブの共同主宰団体として、企業や自治体の脱炭素に向けた取り組みや開示を実現するために活動している。課題のとおり、電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会第五次中間とりまとめに対し、意見書を提出する。再生可能エネルギー、特に世界各国ではコストが下がっている再生可能エネルギーを利用し、操業の脱炭素化を実現することは、投資先として、取引先として、選ばれるための前提条件となっている。また、RE100企業は「積極的調達」を行うことが推奨されており、それには追加性や持続可能性への配慮が含まれる。どんな再生エネでも同質ではなく、企業の調達責任として再生エネの質にこだわっているのである。</p> <p>そのようなRE100企業の観点からは、電力属性のトラッキングは必要不可欠である。クリーンエネルギー閣僚級会合(CEM, Clean Energy Ministerial、http://www.cleanenergyministerial.org/)においても、企業の再生エネ調達に関わる提言のいの一歩は、堅牢で信頼性の高いトラッキングシステムの整備である。現在非化石価値証書に対し、後付けでのトラッキング情報をつける実証実験が行われており、こういった試みを行うことに対しては、民間のニーズに対応いただき、感謝申し上げますとともに、いくつか今後の方向性について、課題と提案を申し上げます。</p> <p>1. 情報基盤としてのトラッキングシステムの整備:一度属性を取り除いた非化石価値証書の上にトラッキングを後からつけることは非効率である。詳細な属性証書があれば、規制に対する進捗管理も十分可能である。情報基盤としてのトラッキングシステムを整備する必要がある。現状は、わざわざ属性を一度はがしてから、後で手間をかけてつけなおしてあり、複雑でコスト高をもたらしている。</p> <p>2. 小売電気事業者を介さない属性証明のやり取り実現:追加性を重視するRE100企業については、新規の再エネを増やすPPA(Power Purchase Agreement)がベストプラクティスとされている。そのうち、電力は市場等から様々な条件を反映しつつ供給を受けながら、再生エネ属性のみを長期契約するバーチャルPPAが、柔軟かつ追加性の高い調達手段として人気である。一方、日本では非化石価値証書を小売電気事業者を通じて購入する必要があり、バーチャルPPAが実現できない状況である。</p> <p>3. 非FIT非化石価値証書も需要家も直接購入できるように:追加性が高いのは非FIT非化石であり、ここを含んだ包括的なトラッキングシステムの構築が望ましい。</p> <p>4. いい再生エネは異なる価格がつくように:非FIT非化石価値証書については、シングルプライスオークションが継続の予定であり、どんな再生エネも同じ価格というのは、需要家選択、そして市場に求められる再生エネの増加にとって好ましくない。そもそも、情報基盤としてのトラッキングの上で、オークションにも活用できるとすべきであり、現状はオークションが前提となっている。</p> <p>5. 民間の活用:トラッキングシステムの運用は民間が行い、政府が監督すべきである。使い勝手のよい仕組みを政府監督のもと実現することが望ましい。</p> <p>RE100企業の電力需要が日本の約5%となっており、米国に次ぐRE100企業数を誇っている。一方で、RE100企業から世界全体でも最も調達の難しい10の市場に選ばれており、官民一体となった需要家目録での改革を強く期待する。</p>	<p>頂いたご意見については、証書の利便性向上においては、重要な視点と考えております。今後の制度設計において、参考にさせていただきます。</p>

<p>(1) 該当ページ:P.11「2021年度の中間目標値における外部調達比率について」 非FIT非化石証書を取引する「高度化法義務達成市場」において、供給の大部分は大手電力会社の原子力・大型水力に限定されるため、大規模な非FIT発電所が稼働停止した場合等においては、需要に対して供給力が不足する事態の発生が懸念される。また、売り手が限定されていることから、売り手の入札方針によっても市場価格が高止まりする恐れがある。</p> <p>(2) 該当ページ:P.11「2021年度の中間目標値における外部調達比率について」 直近の市場供出量を考慮すると、非FIT非化石証書(再エネ指定あり)は市場に十分に供出されておらず、大半が相対契約で取引されているものと推察される(2020年度年間発電量見込み約900億kWhに対してJEPXでの約定量は約135億kWhのみ)。そのため、高度化法義務達成のためには再エネ指定なしの非FIT非化石証書を購入する必要があると想定される。再エネ指定なしの非FIT非化石証書はRE100等の国際イニシアチブに利用可能な小売の環境メニューとして需要家に訴求することは困難であり、非FIT非化石証書(再エネ指定あり)へのアクセスが容易な小売事業者との間で公平な競争が成立しない可能性について考慮頂きたい。</p> <p>(3) 該当ページ:P.16「市場の透明性確保に向けた監視」、P.18「証書の売却収入の使途」 「高度化法義務達成市場」は、主に、電力自由化前に建設された非FIT発電設備(大規模水力・原子力)に小売事業者が費用を支払う構造となっている。揚水発電に関しては再エネ導入拡大における調整力として重要な役割を有するものの、自由化後に参入した新電力との間に公平性が担保されていない。</p> <p>加えて、非FIT発電設備所有者の証書収入使途が再エネ投資に限定されたとしても、再エネ投資に経済的に有利な状況となるため、再エネ開発において公平な競争が成立しなくなる懸念がある。</p> <p>また、電力・ガス取引監視等委員会による内部取引の監視を年1回行う方向で検討されているが、上記懸念を払拭するため、オークションごとの実施結果を速やかに公表すべきではないか。オークションごとの監視が困難で年1回の監視が行われる場合には、例えばオークションと並行して年度の頭に監視を行うなど、より実効性のある監視タイミングについて検討することが重要ではないか。</p> <p>(4) 該当ページ:全体 FIP制度移行後に環境価値を販売する場合、発電するタイミングによって高度化法や温対法に使用する際の利便性に差が生じてしまい、売れ残ってしまう可能性がある。したがって、証書を約定月から1年間有効とする等、証書の有効期限を見直す必要があるのではないか。</p> <p>(5) 該当ページ:全体 FIPによる非化石証書は非FIT非化石証書として高度化法義務達成市場(最低価格:0.6円)で取引される。今後議論される再エネ価値取引市場におけるFIT非化石証書の最低価格によっては、より安価なFIT非化石証書に需要家のニーズが集中し、FIPによる非化石証書を需要家に販売することが困難になる恐れがある。ひいてはFIPにおけるプレミアム収支に大きな影響が出てしまうことが懸念されるため、最低価格を同額にする必要があるのではないか。</p> <p>(6) 該当ページ:全体 FIT非化石証書は追加性を有しないため、需要家より安価なFIT非化石証書の調達を優先した場合には、新規の再エネ投資に繋がらず、2050年CN1に向けた再エネ普及拡大の妨げになり得るのではないか。</p>	<p>1)について これまでの審議会での議論の通り、過去の電源の稼働実績等も考慮しつつ、電源の稼働停止等リスクが顕在化した場合でも一定程度の余裕をもたせることを考慮し、今回の外部調達比率を算出しております。また、証書供給側における著しい減少(電源の稼働率の減少や停止等)においては、大幅な事情の変更に基づく速やかな目標値の再検討を行うこととしております。</p> <p>2)について 非FIT証書の再エネ指定の供出量は20年度の第4回オークションより公開を開始しており、ご指摘頂いた約定量以上の市場供出量がなされていると考えております。今後の市場監視等も行っていく予定です。</p> <p>3)について 相対取引(外部取引における取引分)では、都度事業者による交渉によって契約が締結されると考えられるため、年度内で各回のオークションと同様複数回実施するよりも、年度を通じた取引全体を一度に監視する方が合理的と考えられるため、年1回としております。年1回の監視タイミングについては、取引実態や実務面等を考慮し、引き続き、電力・ガス取引監視等委員会を中心として検討していきます。</p> <p>4)について 非化石証書の有効期限については、再エネ価値取引市場におけるFIT証書において、まずはその期限の延長の是非等を含め慎重に議論を行っていく予定です。</p> <p>5)および6)について FIT証書の価格水準については、現在審議会において議論中ですが、今後の参考にさせていただきます。</p>
---	---

28	<p>日本気候リーダーズ・パートナーシップ(以下、JCLP)は、2050年カーボンニュートラル及び2030年温室効果ガス排出削減目標(2013年度比46%削減、50%の高みに向けて挑戦)の達成に最大限貢献すべく、検討を進めています。再生可能エネルギー(以下、再エネ)の拡大が目標達成に向けた柱の一つと捉え、企業自身が再エネ調達を加速することが重要と考えています。再エネ拡大に向けて、FIT・FIP制度に伴う国民負担とのバランスを取る必要性も重視されています。バーチャルPPAは、非FIT・FIPの民間投資を引き出す仕組みであり、欧米では既に主流になっており、日本で実現すべく、以下のとおり意見を述べます。</p> <p>◆バーチャルPPA(V-PPA)について 再エネ調達の方法の中でも近年大きく伸びているのが発電事業者との電力売買契約(PPA)であり、下記2つの特徴があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.新規の再エネ事業創出を後押しする「追加性」を伴う 2.発電事業者は、市場価格変動リスクが軽減され、FIT・FIP制度を利用せずとも安定した収入が確保できる。よって、国民負担の増加を防ぎつつ再エネ拡大を促進することが可能 <p>PPAの中でも突出して伸びているのがV-PPAです。ここで指すV-PPAは、需要家が直接発電事業者と中長期契約を結び、実際の電力売買とは切り離された形で再エネ属性を直接転移する仕組みです。V-PPAは、上記1と2の特徴に加え、下記3、4、5の特徴を有していることから、需要家の再エネ調達の新たな選択肢として日本での再エネ拡大に資すると考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3.電力と切り離して再エネ属性を移転させることが可能なため、需要地と再エネポテンシャルが豊富な地域が物理的に離れている場合でも再エネ開発を促進できる 4.既存の小売契約の変更をせずに、追加性のある再エネを調達できる 5.需要家が電力取引機能を自ら持つ必要がない、電力市場が異なる再エネ発電所との直接契約が比較的容易など、採用しやすい <p>◆意見 以上の理由から、V-PPAを日本でも推進することが望ましい一方で、制度的障壁があり実現困難なのが実情です。このため、以下3事項について早急な対応を要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)非FIT(再エネ指定)証書等の再エネ属性を、需要家企業が発電事業者から直接購入可能にする 「電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 第五次中間とりまとめ(案)」にて、「非FIT 非化石証書(再エネ指定)の再エネ価値に対する需要家アクセス等の課題について、今後検討していく」されています。スピード感を持った再エネの調達選択多様化(含むV-PPA)の必要性に鑑みれば、非FIT(再エネ指定)証書についても電力取引と切り離し、需要家の直接調達(相対取引及び市場取引)を行えるよう早急に検討を開始すべきと考えます。 (2)非化石証書等再エネ属性の無効化制度及び税の取扱いを明確化する 非化石証書を含む様々な環境証書について、温対法の報告義務や将来のカーボンプライシング制度等で活用するための方針が明確ではないため、各証書の償却・無効化の仕組みに関する政府の全体的・統一的な方針が必要と考えます。一部の場合を除き、需要家側での証書無効化時の税法上の取扱いが明確になっていない状況と認識しています。証書の無効化時に損金算入できないことは、再エネ投資への大きなディスインセンティブとなります。需要家が非FITなどの証書に直接アクセスする場合においても、証書を無効化した際には損金算入可能とするとの明確な方針が必要と考えます。 (3)非FIT再エネの経済性を高めるためのインセンティブを導入する 発電事業者が新規に再エネ設備を整備する場合、FIT制度を活用するか否かを選択できることから、非FIT再エネを導入する際も販売価格はFIT価格以上とすることが経済的に合理的な判断となります。需要家側から見ると、非FIT再エネの購入価格は小売事業者からFIT再エネを購入する場合と比べて割高になります。この結果、非FIT再エネは経済的に成り立たず、国民負担の増加を回避する機会が制限されてしまいます。非FIT再エネとFIT再エネの間のイコールフットリングを確保するために、新規の非FIT再エネに対する経済的なインセンティブ制度を検討すべきと考えます。 <p>◆詳細は、2021年5月13日JCLP公表の意見書を参照ください 本文URL: https://japan-clp.jp/wp-content/uploads/2021/05/JCLP_PolicyProposals_20210513.pdf</p>	<p>(1)、(2)について 頂いたご意見については、証書の利便性向上においては、重要な視点と考えております。今後の制度設計において、参考にさせていただきます。</p> <p>(3)について 電源側への政策におけるご意見として参考にさせていただきます。</p>
29	<p>証書価格を低く設定しすぎると、需要家はより安価な証書調達を選択することとなる。 現在議論中の再エネ価値取引市場におけるFIT非化石証書の最低価格が低く設定されてしまうと、需要家が新規に開発された非FIT電源から供給される再エネ電気を調達する意欲が薄れてしまう虞がある。 結果として、発電事業者として追加性のある非FIT電源(特に需要家からの調達ニーズのある再エネ電源)を新規開発することができず、達成までに時間の限られた政府の2030年46%削減目標実現に寄与できなくなってしまう事態を懸念している。 2050年カーボンニュートラルの目標を見据え、追加性を有する電源の再エネ価値が(追加性を持たない再エネ価値と比較して、)適正な価格シグナルを伴った形で評価されるような新規の再エネ投資に資するスキームの検討をお願いしたい。</p>	<p>FIT証書の価格水準については、現在議論中ですが、今後の参考にさせていただきます。</p>
30	<p>蓄電池に非FIT電源由来の再エネ電気を充電した場合の非化石価値の取扱いについて確認したい。 併せて、蓄電池導入による自家消費モデル進展等、非化石価値の埋没量増加が見込まれることについて丁寧な議論をお願いしたい。</p>	<p>今後の検討課題と認識しております。</p>
31	<p>証書の有効期限について、現状では翌年度への持ち越しが不可となっている。この場合、発電するタイミングによって利便性に差が生じ、年度の後半に発電した非化石証書が売れ残ってしまう虞があるため、有効期限の見直しをお願いしたい。</p>	<p>非化石証書の有効期限については、再エネ価値取引市場におけるFIT証書において、まずはその期限の延長の是非等を含め慎重に議論を行っていく予定です。</p>

32	<p>再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場の詳細設計が同時に行われていないため、制度設計に不整合が発生することを懸念している。2つの市場を創設することとした議論の出発点が適切なものだったかも知れ、再検討が必要と考える。</p> <p>今回の市場見直しは、需要家による再エネ価値の調達ニーズが顕在化してきた点を契機として検討が進められたものであるが、需要家が脱炭素化の世界的な潮流を意識し始めていることを考えると、そもそも小売事業者に高度化法上の義務を課す理由自体が薄れているのではないかと、小売事業者に高度化法上の非化石価値の調達義務を課すことそのものを見直すとともに、再エネ価値の流通を基調とした制度に市場を一本化するべきと考える。</p>	<p>今回の見直しは、需要家の再エネ価値に対するニーズが急速に増大している中、その証書価格やアクセス環境の改善・向上を図るために、異なる価値の取引をそれぞれ別の市場を形成して行っている欧米の事例を参考に、高度化法の義務履行の環境とは異なる自主的な再エネ価値の取引の場を創設することが目的です。また、小売電気事業者が高度化法上における義務履行を通じて非化石電源比率を向上することは、脱炭素化の潮流に合わないものとは考えにくいと思っております。</p>
33	<p>非化石価値取引市場が、「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」とに分けられる方向となっております。大口需要家や消費者の再エネ購入を望む声を受けて創設され、トラッキング付きのFIT証書を取引させる「再エネ価値取引市場」は一步であることは確かです。しかし現状の案では、高度化法義務達成に再エネ価値取引市場の証書が使えないこととなっており、小売事業者は原子力や大型水力の証書の買い取りを義務づけられるというゆがんだ構造となっております。原子力発電の電力を非化石証書に入れることに反対です。</p>	<p>今回の見直しは、需要家の再エネ価値に対するニーズが急速に増大している中、その証書価格やアクセス環境の改善・向上を図るために、異なる価値の取引をそれぞれ別の市場を形成して行っている欧米の事例を参考に、高度化法の義務履行の環境とは異なる自主的な再エネ価値の取引の場を創設することが目的です。原子力発電については、他の非FIT非化石電源と同様に環境価値を有しているものと考えられるため、これまで同様非FIT証書の対象に含めるべきと考えております。</p>
34	<p>非化石価値取引市場について、「非化石価値市場」として原子力は廃プラ等を含めるのではなく、再エネ価値のみの取引とすべき。また、現状で、「再エネ価値取引市場」での取引が、高度化法義務達成に使えないことは、改善し少なくとも使えるようにすべきである。</p> <p>高度化法義務達成に、FIT再エネ価値が使えないとすれば、高度化法義務の達成に、水力や原子力等の証書を「買わざるを得ない」状況となる。</p> <p>これは、FIT再エネを含む再エネ供給を目指す電力会社にとって意図しないことであり、自由な電力販売の妨げとなる。</p>	<p>今回の見直しは、需要家の再エネ価値に対するニーズが急速に増大している中、その証書価格やアクセス環境の改善・向上を図るために、異なる価値の取引をそれぞれ別の市場を形成して行っている欧米の事例を参考に、高度化法の義務履行の環境とは異なる自主的な再エネ価値の取引の場を創設することが目的です。この目的から再エネ価値取引市場における対象であるFIT証書を高度化法の義務履行の手段の対象外としております。</p>
35	<p>高度化法義務達成市場の創設は問題が多すぎ見合わせるべきです。むしろ、気候危機の現状に合わせ、高度化法を廃止して、地球温暖化防止のための新たな法制度を作るべきかと思います。</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>
36	<p>「非化石証書」は、一般的な需要家にとって電源がなにかわかりにくく、電源の透明性や表示の点から問題があります。「非FIT再エネ証書」、「FIT再エネ証書」、「原子力発電証書」と分けて表示すべきです。</p> <p>「高度化法義務達成市場における取引では、非FIT非化石証書を対象とする」について、非FIT非化石電源のほとんどを有するのは、P.18でも触れられている通り、旧一電各社・グループです。上記の高度化法の義務を達成するための証書を、非FIT非化石証書に限ることは、小売電気事業者が旧一電各社・グループから証書を購入する義務を負うことと同義であり、公正な電力市場の設計といえず、限定するべきではないと考えます。</p>	<p>表示について、今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、今回の見直しは、需要家の再エネ価値に対するニーズが急速に増大している中、その証書価格やアクセス環境の改善・向上を図るために、異なる価値の取引をそれぞれ別の市場を形成して行っている欧米の事例を参考に、高度化法の義務履行の環境とは異なる自主的な再エネ価値の取引の場を創設することが目的です。この目的から再エネ価値取引市場における対象であるFIT証書を高度化法の義務履行の手段の対象外としております。</p>

37	<p>今般、「電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会第五次中間とりまとめ」について、Appleとして意見を提出する機会をいただきありがとうございます。</p> <p>需要家企業がよりアクセスしやすくなるよう、非化石価値取引市場をさらに改善していくことにおける貴省のリーダーシップに感謝申し上げます。実際、再エネ価値取引市場において、需要家企業が直接FIT 非化石価値証書を購入できるようになることは、大変ポジティブな進展であると捉えております。</p> <p>しかしながら、日本における再生可能エネルギー市場を拡大し、より活性化していくために、需要家企業が直接購入できるよう、非FIT 非化石価値証書の検討をスピード感を持って進めていただくことを願っております。</p> <p>需要家企業が、非FITの非化石価値証書を直接購入することが可能になれば、1)バーチャル電力購入契約(VPPA)のような有力な再生エネルギーの調達手段を活用することができ、2)より強力な「追加性」についての表明、すなわち再生可能エネルギーの購入や再生エネルギーへの投資など新しい再生可能エネルギー電源が系統に実質的に追加されたという主張を行なうことができます。</p> <p>残念ながら、非FIT非化石価値証書は「高度化法義務達成市場」に残され、電力小売事業者を通じて購入しなければならないことから、このような直接取引はできません。現在の検討状況では、新規の再生可能エネルギーへの投資による環境価値(再生可能エネルギー属性)は、発電事業者から直接入手することができません。</p> <p>需要家企業の観点からすると、非FIT非化石価値証書はオープンな市場で取引が可能になってこそ、より価値があります。これにより、日本における再生可能エネルギーの成長を支え、より広く日本の経済成長を支える市場が開かれることとなります。</p> <p>バーチャル電力購入契約(VPPA)は、米国や欧州の需要家企業の再生可能エネルギー調達方法として主流の手段です。VPPA では、需要家企業が発電事業者との直接契約や発電プロジェクトへの直接投資により、中長期的にプロジェクトに伴う再生可能エネルギー証書を調達することができ、プロジェクトで発電された電力は卸売市場に販売することが可能です。現在、日本ではVPPAを実現するための仕組みがないため、実施困難な状況です。非FIT非化石価値証書を直接購入できるようにすることは、VPPAを実現可能とし、再生可能エネルギーへの調達手段として新たな選択肢を生むこととなります。また、再生可能エネルギーの購入者である需要家企業が、新規の再生可能エネルギープロジェクトに出資することも可能になります。</p> <p>このため、需要家企業が非FIT 非化石価値証書を市場から直接購入できるようにすること、あるいは、発電事業者と相対の電力売買契約を結んで非FIT 非化石価値証書の取引ができるようになることを強く望んでいます。これにより、需要家企業の新たな再生可能エネルギーへの投資が喚起され、経済効果も期待できます。</p> <p>Apple と、年々増え続ける志を同じくする多くの企業が、2050年ではなく2030年までにカーボンニュートラルを達成することを目指しています。一刻も早く、日本でも利用可能な再生エネルギーの調達ソリューションを増やしたいと考えています。</p> <p>最後に、私たちは非化石価値証書の最低価格を撤廃し、価格は市場に委ねられるべきであると考えています。国際的なトレンドと比較すると、非化石価値証書のコストは最低価格の設定のために依然として非常に高い状況です。現在の非化石価値証書の価格(1.3円/kWh)は、米国(REC:約0.0385~0.132円)の約10倍、欧州(GoO:約0.2円)の約6.5倍となっています。最低価格を徐々に緩和または撤廃することで、価格競争力のあるものになるよう、市場に委ねるべきと考えます。</p> <p>意見提出の機会をいただき、感謝申し上げます。本重要課題に関しての貴省のリーダーシップに御礼申し上げます。ご質問がありましたらお知らせください。</p>	<p>頂いたご意見については、証書の利便性向上においては、重要な視点と考えております。今後の制度設計において、参考にさせていただきます。</p>
38	<p>□高度化法の義務の対象が非FIT非化石証書に限定されることから、目標の数量は減少すると見込まれるが、一方で、旧一電に非化石電源が偏在するにもかかわらず、小売事業者に一律の目標が課されるとい、かねてより指摘されている現行高度化法が抱える課題がより先鋭化するものと考えられる。</p> <p>□現行高度化法では、小売事業者に対して等しい比率の外部調達を課すことにより、小売事業者間の競争中立性は一定程度担保されているが、一律目標の考え方を今後も維持する場合、発電事業を行う新電力による再生可能エネルギーの新規立地や低炭素化に向けた新サービスの開発などの創意工夫が阻害されることで、発電部門における公平な競争環境が歪められる恐れがある。このことは、国全体の非化石比率の目標達成の観点からもマイナスとなる。</p> <p>□かかる観点からは、高度化法においては、全ての小売事業者が努力をすれば調達可能である「再生可能エネルギー」を一律の数値目標の対象とし、旧一電に偏在する原子力・大型水力については、高度化法の数値目標の外数に置いて国全体で管理するという考え方が合理的と考えられる。</p> <p>□これまでの制度検討作業部会や電力・ガス基本政策小委員会の議論では、新電力のみならず中立委員からも現行の高度化法の一律目標の考え方に対して問題を提起する意見が多く出されたことにも鑑み、引き続き、高度化法の一律目標の見直しに向けた議論を実施していただきたい。</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>
39	<p>□高度化法の義務の対象が非FIT非化石証書に限定されることから、稼働中原発の予期できない停止や濁水による水力発電量の減少等により、高度化法義務達成市場に供出される証書の供給量が不安定になり、需給が逼迫する可能性がある。</p> <p>□P12に「第1フェーズにおいても22年度の外部調達比率については相応の引き上げを行うことが基本」とされているが、こうした証書の供給構造は不変であることから、22年度における目標設定においても、証書の需給逼迫が生じるリスクを想定し、外部調達必要量と証書供給想定量との間には一定の余裕を設けるとともに、最高価格を最大限抑制することを念頭に検討を行うことが必要である。</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>
40	<p>7月21日の基本政策分科会で示された、エネルギー基本計画(素案)P93に、「小売電気事業者の義務に伴い発生する費用を需要家の理解の下で適切に負担される仕組みの検討を行う」との記載がされていることも踏まえ、規制料金への機動的な転嫁を実行するにあたっての仕組みの議論を加速化していただきたい。</p>	<p>今後の検討課題であると認識しております。</p>
41	<p>「非FIT非化石証書(再生指定)の再生価値に対する需要家アクセス等の課題について、今後検討していく」と記載されているが、仮にこれを認める方向で検討するという場合、小売事業者の高度化法の義務との関係でコンフリクトが生じ得ることに十分留意するべきである。</p>	<p>今後の検討課題であると認識しております。</p>

<p>42</p> <p>□再生エネルギー価値取引市場（FIT証書）について、「具体的な価格水準を検討する」とあるが、FIT証書が非常に安価になった場合、非FIT再生エネルギーとの価格差が大きくなることが想定され、この場合、需要家のニーズが安価なFIT証書に大きく流れることによって、追加性のある非FIT再生エネルギーの普及拡大を阻害するという大きな副作用が生じる恐れがある。</p> <p>□こうした副作用を防止するためには、例えば、需要家が化石燃料や市場調達の電気＋追加性のないFIT証書の購入（国民負担で既に立地した化石由来の電源が持っている環境価値を買うものであって、追加的なCO2の削減効果はない）を以って、自社の排出量を削減した、といった環境訴求を禁止するなど、需要家の証書の購入を通じた環境訴求に関して一定の規律を設けることを検討する必要があると考える。</p> <p>□小売事業者だけでなく、需要家に対しても適切な環境表示を促すことによって、証書に一定の価格差があっても、需要家に対し追加性のある非FIT再生エネルギー証書を調達するインセンティブを与え、非FIT再生エネルギーの開発を促進するような制度設計を検討するべきである。</p>	<p>FIT証書の価格水準については、現在審議会において議論中ですが、参考にさせていただきます。</p>
--	--